

令和7年度第1回小牧市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時	令和7年5月8日（木） 午後1時30分～午後3時
場 所	小牧市役所 本庁舎4階 404会議室
出席者	【委員】 （敬称略） 長岩 嘉文 日本福祉大学中央福祉専門学校 前川 泰宏 一般社団法人 小牧市医師会 梶野 勇 小牧市歯科医師会 福澤 広 小牧市薬剤師会 河内 宏一 小牧市リハビリテーション連絡会 里見 正弘 小牧市介護支援専門員連絡協議会 田中 秀治 一般社団法人 愛知県社会福祉士会 三枝 尚子 小牧市保健センター 小林 静生 小牧市地区民生委員・児童委員連絡協議会 【事務局】 江口 幸全 福祉部 部長 山本 格史 福祉部 次長 平野 淳也 福祉部 地域包括ケア推進課 課長 河原 真一 福祉部 介護保険課 課長 西村 泰洋 福祉部 地域包括ケア推進課 副主幹 吉本 隆正 福祉部 地域包括ケア推進課 福祉政策係 三嶋 直美 南部地域包括支援センターケアタウン小牧 管理者 桐林 加穂子 小牧地域包括支援センターふれあい 金田 泰丈 味岡地域包括支援センター岩崎あいの郷 管理者 高田 かおる 篠岡地域包括支援センター小牧苑 管理者 岡田 江里子 北里地域包括支援センターゆうあい 管理者 長江 章 社会福祉法人 小牧市社会福祉協議会 相談支援課 課長
欠席者	【委員】 榎間 裕子 介護サービス相談員連絡会
傍聴者	0名
事前配付資料	次第 資料1-2 令和7年4月時点の日常生活圏域及び地域包括支援センターの基本情報 資料2 令和7年度小牧市地域包括支援センター運営方針 資料3-1 令和7年度小牧市地域包括支援センター事業計画一覧 資料3-2～6 令和7年度小牧市地域包括支援センター事業計画書 資料4 第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について 参考資料 第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託基準
当日配付資料	配席表 資料1-1 令和6年度小牧市地域包括支援センター実績報告
1. 開会 事務局） 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本協議会の進行	

役を務めます地域包括ケア推進課副主幹の西村です。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和7年度第1回小牧市地域包括支援センター運営協議会を開催します。

本協議会は、小牧市地域包括支援センター運営協議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員の半数以上の出席が必要となります。現在、榊間委員が到着してはございませんが、半数以上の出席があり、本協議会が成立していますことを報告させていただきます。

また、本協議会は小牧市審議会等の会議の公開に関する指針第3条の規定により公開とさせていただいており、会議録作成のため、録音させていただいております。

なお、本日の協議会につきまして傍聴希望者はございませんでしたので併せて報告させていただきます。

また、委員の交代がありましたのでご報告いたします。小牧市保健センターから選出されておりました野口委員につきましては三枝委員に交代となっております。三枝委員には簡単で結構ですので自己紹介をお願いしたいと思います。三枝委員、よろしくお願いいたします。

三枝委員)

小牧市保健センターの三枝です。今回、地域包括支援ということで、これまで経験した介護予防とは異なる部分となりますので、勉強させていただきながら取り組んでいきたいと考えております。

事務局)

三枝委員、ありがとうございます。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。はじめに江口福祉部長から挨拶をさせていただきます。

(1) あいさつ

江口福祉部長)

本日は、お忙しい中、令和7年度第1回小牧市地域包括支援センター運営協議会にご出席いただきありがとうございます。本年度から福祉部長を務めさせていただきます江口と申します。よろしくお願いいたします。

さて、2025年ということで団塊の世代の皆様が後期高齢者になる年を迎えまして、今後、高齢化率の上昇や一人暮らし高齢者の増加などの社会構造にどう対応していくかが課題になるところでございます。

医療や介護につきましても、人材の確保などを取り巻く環境は厳しい状況にあると感じておりますが、本市では本年4月から、介護支援専門員の実務研修や更新研修、あるいは主任介護支援専門員等の研修の受講料の補助金制度を創設させていただきましたのでご活用いただければと考えております。

本日は、令和6年度の実績報告と令和7年度の事業計画を中心にそれぞれの立場から経験を踏まえたご意見ご発言をお願いしたいと考えております。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種のチームアプローチを特徴とする地域包括支援センターの効果的な事業実施のため、有意義な会議となりますことをお願い申し上げます。簡単ではありますが冒頭のあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局)

それでは、本協議会の会長であります長岩会長からご挨拶いただきます。長岩会長よろしくお願いいたします。

長岩会長)

会長を務めさせていただきます長岩です。よろしくお願いします。

前回の会議、令和6年度の第3回目の小牧市地域包括支援センター運営協議会において、今年度の地域包括支援センター運営方針や事業計画書の様式について協議いただいておりますが、今回はそれを踏まえた令和7年度事業計画について議論いただくと共に、令和6年度の事業実績報告などもあるということなのでよろしくお願いします。

事務局)

ありがとうございました。それでは、以降の議事進行につきましては、長岩会長にお願いいたします。

2. 議事

(1) 令和6年度小牧市地域包括支援センター実績報告について

事務局)

それでは、議事(1)『令和6年度小牧市地域包括支援センター実績報告について』を、地域包括ケア推進課長の平野より説明させていただきます。

○相談件数等

資料 1-1「令和6年度 小牧市地域包括支援センター実績報告」の最上段にある「相談件数等」の項目をご覧ください。

まず、市全体を示す地域包括支援センター(合計)の列を見ていただきますと、センターによって増減の傾向は異なりますが、地域ケア個別会議を除き増加しており、業務が増加している状況が伺えます。

○指定介護予防プラン及び第1号介護予防プラン作成

次に「指定介護予防プラン及び第1号介護予防プラン作成」の項目をご覧ください。①が指定介護予防プラン、②が第1号介護予防プラン、その下段が①と②を合計したプラン作成件数となっています。

①と②を合計した市全体を示す「地域包括支援センター(合計)」の内、「センター職員が直接プランを作成した件数」は、令和5年度の8,880件から令和6年度の9,101件と2.5ポイント増加しております。

各センターの状況については、南部、味岡では減少した一方、小牧、篠岡、北里では前年比10%を超える増加となっております。

特に篠岡は、プラン作成数の合計が5,005件と市内で一番多い状況であります。委託率が38.7%と他のセンターより委託の割合が低い状態です。篠岡圏域では居宅介護支援事業所の閉鎖が令和5年度に1件、令和6年度に2件あり、現在は4事業所となり、委託先の居宅介護支援事業所が減っております。

○日常生活圏域の基本情報

続きまして、資料 1-2「令和7年4月時点の日常生活圏域及び地域包括支援センターの基本情報」をご覧ください。

4月1日時点の状況ですが、圏域人口については、小牧中部、小牧西部の2圏域は微増、南部、味岡、北里の3圏域は微減し、篠岡については、減少が大きくなっております。

また、高齢者数は、市全体としては微増、篠岡以外は概ね横ばいとなっており、高齢者数の

内訳としては、すべての圏域で前期高齢者数が減少し、後期高齢者数が増加しております。また、ひとり暮らし高齢者数や高齢者のみの世帯数も増加しております。

○各圏域を所掌する地域包括支援センターの基本情報

最後に「2. 各圏域を所掌する地域包括支援センターの基本情報」についてです。この表は、令和7年度の各センターの職員配置について、「実際の職員数」、条例で定められた「常勤かつ専従の職員数」、そして、昨年条例改正を行った本運営協議会が承認した場合に可能となる「常勤換算方法で計算した職員数」の3パターンをお示ししたものです。

この中で「条例上の職種」の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の「常勤」については、資料2枚目の表の中にある「条例上の人員配置基準」で、必要な人数をお示ししています。

なお、本市では、センターの機能強化の観点から、第1号被保険者数1,500人当たり1人を配置できるように人件費を計上し、委託しています。

また、この3職種に加えて、各センターにチームオレンジコーディネーターを兼務した認知症地域支援推進員を1人ずつ配置できるようにしています。

これを踏まえまして1枚目に戻っていただきますと、3職種については、条例の基準を満たしているのは、南部及び北里となっています。また、機能強化を加味した人数を満たしているのは、南部のみであります。

なお、認知症地域支援推進員については、各センター1人ずつ配置ができています。

以上、「令和6年度小牧市地域包括支援センター実績報告について」の説明を終わります。

長岩会長)

ありがとうございました。議事(1)『令和6年度小牧市地域包括支援センター実績報告について』の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いします。

(意見・質問等なし)

(2) 令和7年度地域包括支援センター事業計画について

長岩会長)

こちらの議事については、事業別の具体的な取組事項が10項目に渡りますので、2項目ごとに説明・質疑応答を行いたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局)

議事(2)『令和7年度小牧市地域包括支援センター事業計画について』をご説明いたします。資料2をご覧ください。こちらは、昨年度の第3回小牧市地域包括支援センター運営協議会の審議を経て策定した「令和7年度の小牧市地域包括支援センター運営方針」です。

各地域包括支援センターは、この方針に基づき資料3-2から資料3-6のとおり令和7年度の事業計画書を作成し、これらの事業計画書を資料3-1として一覧にまとめさせていただきます。

これより、資料3-1にて説明を行いますが、運営方針を照らし合わせながらの説明とさせていただきます。

お手元に、資料2と資料3-1をご用意いただくようお願いします。なお、パソコンをご利用の委員におかれましては、資料2と資料3-1のPDFファイルとなりますので、お願いします。

それでは、資料3-1の4ページ『3. 事業別の具体的な取組事項』の『I 地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務』から説明させていただきます。

○Ⅰ地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務 事務局)

運営方針ですが、資料2の3ページをご覧ください。

『2.地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針』として、常日頃から地域住民や関係機関から情報収集を行うとともに、地域における課題を把握し、その課題に対する包括支援センターの役割を明確にしながら地域の課題の課題解決に努めることとしています。

資料3-1の4ページにお戻りください。『Ⅰ地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務』の『①総合相談業務』についてです。各地域包括支援センターでは、地域住民や事業者からの相談内容を共有するため、ミーティングやケース検討を行っています。また、身近な場所での相談窓口として出張相談会を地域のサロンや金融機関、ドラッグストア、スーパーなどに加え、市内に3箇所ある老人福祉センターなどに出向いて実施します。

5ページをご覧ください。『②実態把握』についてです。地域のサロンや老人会などの集いの場で地域の困りごとなどの聞き取りを行うほか、地域支え合い推進員や民生委員と共に支援を行う中でも課題の把握に努めます。

また、介護予防把握事業で高齢者宅に訪問した際には、フレイル状態の把握だけには留まらず、高齢者世帯が抱える課題などの実態把握も併せて実施し、必要に応じて総合相談業務に移行します。

6ページをご覧ください。『③家族介護者への相談体制の充実・情報提供』についてです。家族介護者の孤立や虐待行為防止のため、家族介護者同士が情報交換や共感できる場を提供します。また、働き世代や子育て世代の家族介護者の事情に合わせて平日以外でも相談対応を行うほか、一部のセンターでは、メールやLINEによる相談対応を実施する計画としています。

○Ⅱ介護事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク 構築 事務局)

次に『Ⅱ介護事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク構築』についてご説明いたします。

資料2の4ページをご覧ください。『3.介護事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針』として、多種多様な課題に対応するため、医療機関や、民生委員等関係者と地域ケア会議や関係機関が開催するあらゆる会議等を通じ、これらの関係機関との連携を強化し、地域住民を支援するためのネットワーク構築に努めることとしております。

資料3-1にお戻りいただき、7ページをご覧ください。『①地域支えあい推進員や民生委員・児童委員等地域住民を支援するためのネットワークの構築』についてです。地区民生・児童委員連絡協議会に参加して民生委員とのネットワーク構築に努めるほか、ふくし座談会などで地域支え合い推進員と協働しながら地域住民を交えて地域課題を抽出し、地区単位の地域ケア推進会議、いわゆる圏域の地域ケア会議などで課題解決について話し合いを行います。

8ページをご覧ください。『②複数の課題を抱えている世帯に対する関係機関との連携協力による支援』についてです。困難事例や複数の課題を抱える高齢者の支援は、これまでどおり地域ケア個別会議を中心に解決を図る一方、高齢者のみに留まらず世帯全体で複合的な課題を抱えている場合には、重層的支援体制整備事業の「こまきつながる会議」を活用することとしております。

また、こまきつながる会議で決定した支援計画に基づき、市、保健センター、子育て世代包

括支援センター、障がい相談支援事業所など定められた役割に協働しながら支援を進めてまいります。

以上で、資料3-1のⅠ、Ⅱの説明を終わります。

長岩会長)

事務局の説明は終わりました。Ⅱは、民生委員にも関係する部分ですが、小林委員、いかがですか。

小林委員)

資料3-1、7ページの項目で小牧地域包括支援センターが「必要に応じて民生委員と同行訪問を行う」と記載しております。私自身は同行訪問の経験はありませんが、各地域ではどのくらい行われているものですか。

また、同じページで篠岡地域包括支援センターが「各小学校区の地域協議会に、福祉活動について話し合う機会を持つ」とありますが、他の地域包括支援センターにはその記載がなかったため、実施されているのか、もし、実施されていないのであれば是非とも実施していただきたいと思います。

長岩会長)

まず、小牧地域包括支援センターからご回答をお願いします。

事務局：小牧地域包括支援センター)

私たちは、小牧市地区民生委員・児童員連絡協議会への出席などを通じ、民生委員の方とお話しする機会が多くあります。

民生委員からは、「地域のひとり暮らし高齢者でどうしても気になる方がいる」、「介護保険の申請などを促すものの、民生委員だけではどうにも話が進まない」などのお声をいただくほか、私たちも「地域の民生委員が同席いただくだけで話がスムーズに進むケースがある」などの理由で同行訪問をお願いすることがあります。

長岩会長)

ありがとうございます。どのような効果がありますか。

事務局：小牧地域包括支援センター)

通常、個別訪問で介護保険等の説明をしても、すぐにサービスに繋げることが出来るとは限りません。その際、民生委員との同行訪問で顔つなぎが出来ていると、次の訪問に繋がりやすいので非常に効果を感じております。

長岩会長)

ありがとうございます。篠岡地域包括支援センターが記載している地域協議会への参加についてはいかがですか。

事務局：篠岡地域包括支援センター)

小学校区の地域協議会には「福祉部会」が存在するところがあり、できるだけ参加するようにしています。

また、地域協議会の福祉部会の中には、「地域の困りごとをその地域で解決する」という目的で、庭木の伐採、ごみ出しなどのほか「カーテンを洗って欲しい」など小さな助け合いをしていく『おたすけ隊』が結成されているところもあります。本当は、福祉部会の中で『地域の困っていらっしゃる方のことを話し合える場』が出来ると良いと考えておりますが、そこまで至っていないのが実情であります。

なお、小林委員がおっしゃっていた民生委員との同行訪問についてですが、篠岡地域包括支援センターも5ページの『実態把握』の項目で記載しており、民生委員からセンターに相談があった際などには同行訪問をさせていただいております。

長岩会長)

ありがとうございました。地域協議会については、地域ごとに活動の状況等が一律ではないとは思いますが、事務局としてはいかがですか。各地域包括支援センターに関わりを持って欲しいなどの意向はありますか。

事務局)

小牧市では、南部地区以外はすべて地域協議会が立ち上がっており、地域活動の中で福祉分野の活動を増やしていきたいと思います。地域協議会と地域包括支援センターが顔の見える関係づくりしていただく中で、移動支援や介護の課題というところに一緒に入っていければ良いと考えております。

長岩会長)

ありがとうございました。記載がないだけで実際には実施しているところもあるとは思いますが、市としてはそのような意向をお持ちということですね。他にありませんか。

田中委員)

1点、確認させていただきたい。8 ページに「ケアマネジメント支援会議」という言葉が出てきており、どこの地域包括支援センターも展開していくということですが、後で出てくる地域ケア会議の中でも、地域ケア会議を進めていくなどの記載があります。

地域ケア会議とこのケアマネジメント支援会議の棲み分けをどのように行い、どういう効果を出していきたいのか。その辺りについてご説明いただけるとありがたいです。

長岩会長)

これは北里か味岡辺りに伺えばよろしいですか。味岡地域包括支援センターの金田さん、いかがですか。

事務局：味岡地域包括支援センター)

昨年度のケアマネジメント支援会議は、重層的支援事業の多機関協働事業である『こまきつながらる会議』をテーマとして、重層的な課題のケースをどのように多職種で連携していくかについて考えるため、所管課の福祉総務課から説明いただき、グループワークを行いました。

今年度は、昨年度に小牧市地域包括支援センター連絡会議のケアマネジメント支援推進部会が市内のケアマネジャー向けにアンケートを実施したことを踏まえ、課題点を洗い出ししながら、ケアマネジメント支援の視点から開催していきたいと考えています。

地域ケア会議については、個別のケースを扱いながら多職種と連携していくという、従来通りの会議体になっていくと思っています。

長岩会長)

北里地域包括支援センターも同じ考えですか。地域ケア会議とケアマネジメント支援会議の違いをどう理解していますか。

事務局：北里地域包括支援センター)

ケアマネジメント支援会議は、ケアマネジャーの後方支援に重きを置く形になっていると考えます。地域ケア会議との棲み分けは、今年度考えていく必要があると思っています。

昨年まで、ケアマネジメント支援会議は、地域ケア会議という位置付けで行ってきました。ケアマネジャーがケアプランを展開していく上で困難となる課題に焦点を当て、テーマを絞って開催してきた経緯がありました。今後はどちらかと言うと、ケアマネジャーへの后方支援に視点を置いていこうと考えています。

長岩会長)

ありがとうございます。

○Ⅲ第 1 号介護予防支援事業 事務局)

『Ⅲ第 1 号介護予防支援事業』についてご説明いたします。

資料 2 の 4 頁をご覧ください。『4. 第 1 号介護予防支援事業の実施方針』として、介護予防・日常生活支援総合事業の主旨及び考え方に沿って、介護保険サービスだけでなく、その他の公的サービスやインフォーマルサービス等の社会資源を活用しながら、自立支援を目標としたケアマネジメントを行うこととしております。

資料 3-1 にお戻りいただき、9 ページをご覧ください。『①公的サービスやインフォーマルサービスを活用した自立支援を目標とするケアマネジメントの実施』についてです。各地域包括支援センターでは、地域のインフォーマルサービスの情報収集を行い、利用者への情報提供やケアプランに位置づけ、自立支援を促すプラン作成を行うこととしております。

10 ページをご覧ください。『②ケアマネジメントを委託する場合などにおけるセンターの適時適切な関与』についてです。介護予防プランの作成等について、一部のケースは地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託しておりますが、その際にはサービス担当者会議への出席、利用者宅への同行訪問、困難事例における地域ケア個別会議の開催などを行い、適時適切な関与に努めます。

○Ⅳ介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者等に対する包括的かつ継続的な支援 の環境の整備（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業） 事務局)

次に、『Ⅳ介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者等に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）』にご説明いたします。

資料 2 の 5 ページをご覧ください。『5 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者等に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針』として、地域の主任ケアマネジャーと連携し、ケアマネジャーに対する個別指導や事例検討会等を通じて、地域のケアマネジャーが抱える困難事例への指導・助言を行い、また、適切なケアマネジメントができるよう研修会などを通じケアマネジャーのスキルアップに努めることとしております。

資料 3-1 にお戻りいただき、11 ページをご覧ください。『①日常的個別指導・相談』についてです。地域のインフォーマルなサービスの情報提供や、顔の見える関係づくりを意識した連携を心掛けるなど、介護支援専門員が相談を持ち掛けやすい関係性の構築を行います。

12 ページをご覧ください。『②支援困難事例への指導・助言』についてです。介護支援専門員から相談があった困難事例は、センター内で協議し、三職種の多角的な視点に基づく助言を行います。また、事例検討会等を実施して困難事例とその時の対応を共有するなど、地域の介護支援専門員に対する助言に努めます。

13 ページをご覧ください。『③介護支援専門員の資質向上を図るための支援及び課題の把握』についてです。自立支援型・重度化防止型の多職種連携カンファレンスにおいて、事例提供や助言を通じて介護支援専門員の資質向上を図るほか、支援を行う際の課題を抽出します。

また、居宅介護支援事業所と小規模多機能型居宅介護事業所との連携強化のため、事例検討会を開催します。

以上で、資料 3-1 のⅢ、Ⅳの説明を終わります。

長岩会長)

事務局の説明は終わりました。第 1 号介護予防支援事業は定型業務なのでそんなに新しいものがある感じではないのかもしれませんが、先ほどもちょっと話題になりました介護支援専門

員に対する支援指導のところは非常にニーズも増えてるところのようですが、里見委員、いかがですか。

里見委員)

介護支援専門員に対する指導・相談のところで、まず1つ、困難事例においては、特に虐待に関する案件などが該当すると思います。昨今、介護疲れに起因して様々な事件を耳にするようになっていますが、特に介護している家族が疲弊して困っているケースに対し、適切な指導や助言を行う体制を維持していただければありがたいと考えています。

また、ケアマネジャーへの支援に該当するところでは、色々なところで言われているハラスメントについて、昨年1年間でハラスメントを受けた経験があるケアマネジャーは3割にも上り、解決できたのは2割ちょっとという数字があります。このことを踏まえると、地域包括支援センターのサポート、もっと言うと行政のサポートも必要となってくると思います。

そういったところでは、ケアマネジャーのみでなく、介護事業者全体に対してもハラスメントのサポートが必要になってきますが、そういう介護に携わる人に対するハラスメントサポート体制も視野に入れて対応いただけたらありがたいと思いました。

長岩会長)

ありがとうございました。小牧市では、地域包括支援センターの職員に対する利用者のハラスメントの増加に伴って令和6年度の運営方針からその対応について盛り込んでおりますが、この項目との関係でいきますと「居宅介護支援事業所が受けるハラスメントに対して、地域包括支援センターがどのような助言ができるか」というところもテーマになってきている」というご指摘です。これは、現場だけではなく行政も含めて対応しないと何とも進まないものだと思います。ありがとうございます。

また、11 ページの介護支援専門員に対する支援というところで、「インフォーマルサービスの情報提供」という単語が頻繁に出ております。国は「インフォーマルサービスも利用できるようにケアプランに組み込め」と非常に強く言っておりますが、居宅介護支援事業所によっては市内のインフォーマルサービスを十分把握しきれないのではないかと思います。この辺りについて、三嶋さん、コメントをもらうことは出来ますか。

事務局：南部地域包括支援センター)

地域包括支援センターではいくつかのインフォーマルサービスを把握しておりますが、地域全体のケアマネジャーには情報提供出来ていません。現在は、介護予防プランを委託しているケースにおいてサービス担当者会議に出席するとき等に共有するなど一部に留まっています。その辺りは今後の課題と考えています。

長岩会長)

居宅介護支援事業所によって、インフォーマルサービスをかなり意識してプラン作るところと、ほとんど視野に入れないところに分かれる感じですか。

事務局：南部地域包括支援センター)

そういった偏りは多少あると感じています。

長岩会長)

ありがとうございます。

○V地域ケア会議

事務局)

『V地域ケア会議』についてご説明いたします。

資料2の6ページをご覧ください。『6.地域ケア会議の運営方針』として、個別ケースの内

容を検討することで、個別の課題解決を行うだけでなく、これらを通じ、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントに関する実践力の向上、地域課題の把握を行い新たな社会資源の開発や新たな仕組みづくりに向けた政策形成に繋げていきます。

資料3-1にお戻りいただき、14ページをご覧ください。『①介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上を踏まえた定期的な地域ケア個別会議の開催計画の策定と実施』についてです。支援困難事例や課題を抱える地域住民に対し、地域の介護支援専門員と連携して地域ケア個別会議を開催して解決を図ります。また、多職種カンファレンスを通じて、自立支援の視点からのケアマネジメントの定着を図ります。

15ページをご覧ください。『②地域ケア個別会議から見えてきた地域課題の抽出』についてです。多職種連携カンファレンスを含む地域ケア個別会議で抽出された課題を積み重ね、地域に共通する課題、いわゆる地域課題を明らかにします。

16ページをご覧ください。『③共有された地域課題の解決に向け、地域支え合い推進員との連携・協働による資源開発等の取り組みおよび提言』についてです。明らかにされた地域課題は、地域支え合い推進員や地域住民、医療関係者、介護関係者らを交えて圏域ごとに解決方法の検討を行います。

具体的には、地域住民同士の助け合い活動、事業者の地域貢献、日常生活支援総合事業など、地域づくりや社会資源の開発を模索していきます。

○VI権利擁護事業 事務局)

次に、『VI権利擁護事業』についてご説明いたします。

資料2の6ページをご覧ください。『7. 権利擁護事業の実施方針』として、高齢者や地域住民が地域において尊厳のある生活を維持することができるよう、権利擁護のための支援に努めることとしております。

資料3-1にお戻りいただき、17ページをご覧ください。『①尾張北部権利擁護支援センターや弁護士等の連携による成年後見制度の活用促進』についてです。市や尾張北部権利擁護支援センターと連携して成年後見に必要な支援を行うほか、市民に対して出前講座などの啓発活動、また、地域包括支援センターの職員の資質向上のため、弁護士を招聘した勉強会を開催し、知見を深めていきます。

18ページをご覧ください。『②高齢者虐待や重層的な課題がある困難事例への対応』についてです。虐待疑いの情報があった場合は、市と連携し、コアメンバー会議を開催し、速やかに初期対応し、関係機関と連携により必要な措置や支援を行います。また、重層的な課題のある困難事例への対応は、市や関係機関と連携し、対応を進めます。

19ページをご覧ください。『③消費者センターを始めとした関係機関との連携による消費者被害への対応』についてです。小牧市消費者安全確保地域協議会を地域包括支援センター連絡会議の権利擁護部会におき、その実務を担っており、定期的に消費者被害の情報共有を行うほか、消費生活センターや警察と連携して支援します。

20ページをご覧ください。『④虐待防止や消費者被害防止に関する普及啓発』については、虐待防止や消費者被害防止に向け、サロンや出前講座、地区の回覧などを活用して啓発をしてまいります。

以上で資料3-1のV、VIの説明を終わります。

長岩会長)

事務局の説明は終わりました。ご意見、ご質問等はございますか。

河内委員)

地域ケア会議について、特に、課題が抽出されてからの話ですが、この文章を見ていると「課題をみんなで情報共有しよう、検討しよう」という旨が記載されていますが、地域ケア推進会議を開催し、課題解決に向けた取り組みを市に提言する機能はあるのか、実際にやっているのかお聞きしたいです。

長岩会長)

高田さん、地域課題を抽出した後の進め方、解決したものがどのくらいあるか、あるいは課題の取り扱いなどについてはどうですか。

事務局：篠岡地域包括支援センター)

篠岡地域包括支援センターでは、以前は地域の皆さんにお集まりいただいて地域ケア推進会議を開催していましたが、昨年、一昨年と実施出来ておりません。委員の方からも「どうしましょう」という声をいただいているので、出来れば開催していきたいと考えています。

そのほか、小牧市社会福祉協議会が開催しているふくし座談会などへの参加を通じて地域の方とも課題について話し合っており、一昨年度は移動販売、昨年度は高齢者の生活の困りごとについて話し合いが行われました。また、この5月、移動支援について行政で話し合われるとのことなので、参加させていただくことになっております。

長岩会長)

河内委員、よろしいですか。

河内委員)

多職種連携カンファレンスや地域ケア会議個別会議などで課題はだいぶ分かってきているものの、「その課題をどうやって解決していくのかという話し合いの場」が少ないと思います。

前々から市には、課題の対応策の実施に向けて、市、地域住民、多職種、専門家の皆さんと話し合いをする場をきちんと設けて欲しいとお願いしています。地域包括支援センターも課題の解決策を話し合う会議に関わっているとのことだったので、もっと声を上げてもらって市にしっかりと伝えてもらいたいと思います。

また、皆で議論をする場から「こういう風であればみんな良くなるよ」と提言が出来れば良いと思いますので、市にはその道筋を付けてもらいたい。そのため、地域包括支援センターの方にも頑張ってもらいたいと思います。

長岩会長)

ありがとうございます。地域ケア会議のデザインとしては、主に地域包括支援センターが開催する地域ケア個別会議で個別事例の検討をやってください、また、個別事例の検討で終わらず、課題を抽出するところまでやってくださいと言うところが起点となり、その後、地域ケア個別会議で出た課題をどう扱うかを地域ケア推進会議で議論するデザインです。

名古屋市の会議では、「前年度の地域ケア会議から上がってきた地域課題はこういうものでした。それを地域ケア推進会議でこのように扱いました」という報告が年1回あります。

今の河内委員の指摘をお聞きしますと、地域包括支援センターの課題というより、行政に対する地域ケア推進会議へのご意見かと感じましたが、その辺はいかがですか。

事務局)

地域ケア個別会議は地域包括支援センターに実施いただいておりますが、日常生活圏域の地域ケア推進会議は高田管理者が言われたとおり、実施いただけていない状態です。

ただし、市としては住民主体のふくし座談会ですとか、専門職が集まった多職種連携カンファレンスなどで課題を拾い上げておりますので、市の地域ケア推進会議である小牧市地域包括ケア推進計画推進委員会で進捗状況の報告などを行う予定としております。

長岩会長)

ありがとうございます。確かに地域住民に考えてもらいたい課題もあるし、それはそれで大事だと思いますが、一方で、挙がってきた課題を行政がどう扱うかについては、透明性の確保が必要だと思います。

他は、いかがですか。

里見委員)

消費者被害防止に関する項目ですが、昨年度は、当事業所に関係するところでも具体的に何件かの被害がありました。この資料には「消費者被害防止に向けての啓発活動や市民向け講座を実施する」と書いてありますが、在宅介護などで講座等に出向くことが出来ず、情報が入らない方もいると思います。

そのような方に対して、介護支援専門員がモニタリングで訪宅する際などに消費者被害防止のお手伝い出来ると思います。そのため、消費者被害の情報などを把握する機会や活動があれば良いと考えますがいかがでしょうか。

事務局：小牧市社会福祉協議会)

小牧市社会福祉協議会には『小牧市介護保険サービス事業者連絡会』という任意団体の事務局があります。様々な介護保険サービス事業所が加盟しており、年に何回かは集まる機会もあるので情報共有などの面で協力出来ると思います。持ち帰って検討します。

長岩会長)

ありがとうございます。少し話が戻りますが、先ほど地域ケア会議などで抽出された課題をふくし座談会でも共有しているということですが、これは定期的に実施されているものですか。

事務局)

ふくし座談会は市と小牧市社会福祉協議会が合同で開催するものですが、昨年度は日常生活圏域ごとに2回開催いたしました。

長岩会長)

ありがとうございます。他にいかがですか。

田中委員)

先ほど河内委員が言われたとおり、地域の課題がどのように議論されているのか、どのような展開にしていくなのかが見えません。以前は、この運営協議会にも地域課題を提示していただいた時期があるため、「個別事例から課題が出てきました。それに対してこのような働きかけをしていきます」というものを箇条書きで良いので運営協議会にもお示しいただきたい。

私たちも何か方法があればアドバイスしていければ良いと思いますので、これは提案とさせていただきます。

長岩会長)

ありがとうございます。事務局でご検討いただければと思います。

また、権利擁護について、小牧市には尾張北部権利擁護支援センターがありますが、相談や連携のしやすさについて、岡田さんいかがですか。

事務局：北里地域包括支援センター)

先ほど話題に挙がった地域ケア個別会議には、たびたび尾張北部権利擁護支援センターにご出席いただいております。どの地域包括支援センターも、身寄りのない方や何らかの権利擁護が必要な方などを扱う困難事例がありますが、地域ケア個別会議前にも相談させていただくなど、尾張北部権利擁護支援センター、地域包括支援センターのほか、市も交えた3者での連携が取れております。

また、担当者の交代時、前任者とやりとりしていた内容が引継がれていないなどの問題があ

りましたが、これは尾張北部権利擁護支援センターに限らない話ですし、こまきつながるくん連絡帳を活用することで均一性がある情報が漏れないようにしていただき、また、スピーディーに情報共有を行うことが出来れば良いと考えています。

長岩会長)

ありがとうございます。「会議に出席して欲しい」と依頼すれば、出席いただける関係性や機動性があるということですね。

事務局：北里地域包括支援センター)

そのとおりです。

○Ⅶ介護予防推進事業

事務局)

Ⅶ介護予防推進事業について説明させていただきます。

資料２の６ページをご覧ください。『８．介護予防推進事業の実施方針』として、何らかの支援を必要とする人の早期発見に努め、自ら進んで介護予防に取り組めるような介護予防事業に取り組むとともに、地域の担い手となる人材を育成するよう努めることとしています。

資料３－１にお戻りいただき、２１ページをご覧ください。『①介護予防事業・フレイル予防事業が必要な人の把握』についてです。

市では、今年度 70 歳になる方及び 75 歳以上で 3 年間医療機関を未受診等で健康状況が不明な方を対象として、フレイルチェック質問票をお送りしています。

地域包括支援センターでは、調査票の結果に基づいて個別訪問を行います。今年度から市の保健師も個別訪問を行うため、情報共有や相談に応じ、必要に応じて対象者にこまき山体操などの介護予防教室への案内や支援を行う予定です。

また、サロンや老人会など高齢者が集まる場において参加者の活動状況や生活状況の把握を行います。

22 ページをご覧ください。『②効果的で利用しやすい介護予防事業、・フレイル予防事業の実施及び普及啓発』については、老人会、サロン、地域 3 あい事業や相談会などにおいて、介護や認知症の予防に関する講話や実技指導、認知症予防ゲームの開催を行うとともに啓発チラシの配布による啓発に努めます。

23 ページをご覧ください。『③「こまき山体操」等を活用した、住民の主体的な介護予防活動・フレイル予防事業の場の支援』についてです。サロンや認知症カフェ、老人福祉センターなど人の集まる場において、こまき山体操を活用した介護予防の取り組みを行うとともに、市、地域支え合い推進員等と連携し、介護予防リーダーの活動や活動団体への支援を行ってまいります。

○Ⅷ認知症総合支援事業

事務局)

次に、『Ⅷ認知症総合支援事業』について説明させていただきます。

資料２の７ページをご覧ください。『９．認知症総合支援事業の実施方針』として、各地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員が中心となって、認知症の人への効果的な支援体制の構築や認知症ケアの向上を図るための取組みを推進することとしております。

資料３－１にお戻りいただき、24 ページをご覧ください。『①認知症に関する知識の普及啓発』についてです。小中学生をはじめ幅広い世代を対象に、認知症を正しく理解してもらうため、認知症サポーター養成講座を開始します。

また、併せて養成講座の受講者向けとして認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症の方やその家族への支援を行う担い手の育成も併せて実施する予定です。

25 ページをご覧ください。『②認知症初期集中支援チームを始めとした関係機関との情報共有及び連携』についてです。認知症やその疑いのため、支援困難あるいは受診を要するケースについて、認知症初期集中支援チームと連携しながら適切な支援方法の検討や受診勧奨を行います。また、認知症サポート医、認知症疾患医療センターや医療機関と連絡や相談がしやすくなるよう連絡体制を整えます。

26 ページをご覧ください。『③認知症予防活動の推進』についてです。みんなの認知症予防ゲームの運営や支援、一部センターではコグニサイズなどを実施して予防活動に努めてまいります。

27 ページをご覧ください。『④認知症の人の介護者への支援』についてです。家族介護者の孤立や虐待行為防止のため、家族介護者同士が情報交換や共感できる場を提供します。

28 ページをご覧ください。『⑤認知症に関する地域づくり（認知症カフェやチームオレンジへの支援を含む）』についてです。従来から認知症地域支援推進員を中心に認知症サポーター養成講座及び認知症サポーターステップアップ講座を実施しており、講座受講者を中心としたチームオレンジ活動の支援を行ってまいりました。

今回の運営方針の変更に伴い、認知症地域支援推進員にはチームオレンジコーディネーターを兼務することとなりましたが、以前からずっとその役割を担っていただいております、今年度も引き続き、その活動を実施してまいります。

29 ページをご覧ください。『⑥認知症高齢者等の見守り支援』についてです。認知症等で行方不明になる恐れのある方を登録する「認知症高齢者等あんしん補償事業」の普及・啓発に取り組むほか、見守りネットワークの協力員の周知啓発を行い、新規協力員の増加を図ります。

以上で資料3-1のⅦ、Ⅷの説明を終わります。

事務局)

事務局の説明は終わりました。ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いします。

(意見・質問等なし)

〇Ⅸ 在宅医療・介護連携推進事業

事務局)

『Ⅸ 在宅医療・介護連携推進事業』についてご説明します。

資料2の7ページをご覧ください。『10.在宅医療・介護連携推進事業の実施方針』として、医療や介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、在宅医療・介護連携サポートセンターや医療、介護の関係機関と連携を図り、在宅医療・介護の連携を推進します。

資料3-1にお戻りいただき、30ページをご覧ください。『①在宅医療・介護関係機関とのネットワークの構築』についてです。ICTを活用した医療・介護連携システム「電子@連絡帳（こまきつながるくん連絡帳）」や入退院支援で用いる「医療と介護の連携シート」を活用するとともに、多職種連携研修への参加や小牧市在宅医療・介護連携サポートセンターと連携するなど、関係機関との連携や迅速な情報共有に努めます。

31 ページをご覧ください。『②在宅医療・介護の普及・啓発の推進』についてです。各地域包括支援センターが、「わた史ノート」や「介護保険制度」の出前講座を地域のサロンや老人会などで行ってまいります。

また、小牧市在宅医療・介護連携サポートセンターが中心となって取り組んでいる「生き活

き人生プロジェクト」に参加し、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発活動を多機関と協働してまいります。

○X 地域包括支援センター独自の重点取り組み事項 事務局)

次に『X 地域包括支援センター独自の重点取り組み事項』についてご説明します。

資料3-1の32ページをご覧ください。まず、南部地域包括支援センターにつきましては、圏域の地域ケア会議である地域ケア推進会議を2回開催すること、地域のスーパーや薬局と協働して啓発効果が高い企画を考案・実施することとしております。

小牧地域包括支援センターにつきましては、制度の狭間の方や8050問題、生活困窮、介護、障がい、子どもへの支援等について、法人内で課題を共有して適切な支援にあたるほか、民生委員が不在となる地域の介護予防実態把握事業回答者に対して、アウトリーチで相談を受け、課題や必要な地域資源を調査します。

味岡地域包括支援センターにつきましては、圏域内のサロンに1回以上出席し、地域包括支援センターのPRや聞き取りによる地域課題の把握し、必要な支援に繋がります。

篠岡地域包括支援センターにつきましては、チームオレンジの立ち上げ、認知症予防ゲームin篠岡の開催、認知症予防ゲームリーダーや介護予防リーダーへの活動支援など、介護予防の普及啓発に取り組みます。

最後に、北里地域包括支援センターにつきましては、昨年度に引き続き、「チームオレンジ」の更なる活動機会の充足を図るとともに、介護予防の観点から歩行分析AIによる歩容や転倒リスク評価を元に運動プログラム等を個別指導する仕組みを展開します。

以上で、IX、Xの説明は終わりとさせていただきます。

長岩会長)

事務局の説明は終わりました。IX、Xでも良いですし、全体を通してでも良いですが、何かお気づきの点や確認しておきたい点などがありますか。小林委員、いかがですか。

小林委員)

2、3点ございます。

まず、資料3-1の32ページ、小牧地域包括支援センターの5番目の記載です。「地域活動として民生委員が不在となる地域について1度調べてみましょう」ということですが、調べた結果どうしたいのか、どうなるのかを具体的に聞きたいです。

また、同じページの北里地域包括支援センターの⑥と⑦については、とても素晴らしい活動だな、応援したいなと思いますのでお聞きします。

⑥は、福祉有償運送サービスの効果検証ということでどの程度本気で取り組むつもりであるかをお示し願いたいと思います。篠岡圏域で活動しているラポールに関係する流れなのかも含めてお尋ねします。

⑦は、寺カフェや子ども食堂の立ち上げについて記載があります。どこかの寺に場所を借りてカフェを始めるのかなと思っています。

この2点について、北里地域包括支援センターの本気度というものを示していただきたいと思います。少し変な質問かもしれませんがよろしくお願いします。

長岩会長)

まず、民生委員が不在となる地域のことについて、桐林さんから回答をお願いします。

事務局：小牧地域包括支援センター)

介護予防把握事業のフレイルチェック質問票に「民生委員に一人暮らしであることをお知らせ

せしてよろしいですか」という項目がありますが、民生委員が不在の地域でもチェックが入ることがあります。まずは、その方々を重点的に対応することとしており、地域の困りごとやご自身の困りごと、市の配食サービスの手続きなどの申請、介護予防教室の紹介を行っています。

また、その質問票で「私は元気だから何も心配ないよ」という回答があった方については「それはそれで良かった」ということが分かるため、実態把握の観点からも実施しております。

長岩会長)

よろしいでしょうか。次に、岡田さん、回答をお願いします。

事務局：北里地域包括支援センター)

まず、⑥の福祉有償運送については、令和6年度のふくし座談会をきっかけとして、ラポールが市民向けの説明会を開催し、担い手を募集しました。北里圏域ではこの4月から稼働しており、4名の方がご利用いただいています。ただし、これからも他の資源を含めて様々な角度から移動支援の問題を考えていく必要があると思います。

⑦の寺カフェは、令和5年度のふくし座談会から始まった移動販売が起点となっています。移動販売に集まった地域住民が新規のサロンを立ち上げ、その中で「広い地域をカバーするサロンでは、移動距離の関係で出向くことが難しい方がいる」との意見があり、「お寺さんの場所をお借りしてカフェが出来ないか」という流れになりました。

現在、お寺の住職夫妻にも認知症サポーター養成講座などを受けていただくなど立ち上げに向けた準備を進めています。5月中に地域支え合い推進員や賛同してくださる地域住民と話し合いを行う予定で、6月のプレオープンを目指しています。

こども食堂についても同じくお寺さんの力を借りて立ち上げる予定です。

長岩会長)

新しい動きが出てきているということですね。それでは、全体を通して福澤委員、いかがですか。

福澤委員)

私は、昔、ケアマネジャーをしておりました。インフォーマルサービスというものはよく知りませんが、今回、非常に豊富なサービス、新しいサービスの事業者の情報提供をやられているということで、非常にありがたいことだと評価しております。

また、ハラスメント問題につきましては、私どもの業界でも存在しておりまして、何とかしていかなければならないと思いますが、大きな課題かな、社会的な課題かなと感じているところであります。

長岩会長)

ありがとうございます。梶野委員、一言お願いします。

梶野委員)

今後の話になるかもしれませんが、海外から日本に来られる方が増えると思います。その際、海外の方にも同じように対応されていくのかな、どうなのかなと感じました。

長岩会長)

名古屋市の会議では「これから増えていく」ではなく「現にいます」という話があり、「海外の人たちは情報弱者となっており、置いていかれていることに目を向ける必要がある」という議論がありました。

なお、外国人コミュニティに属している方は何とかなっておりまして、それ自体は有難いことである一方、保険料を払っているにも関わらず介護保険サービスに繋がっていないため、不公平な状況が生じているという話もありました。

最後に、前川委員、いかがですか。

前川委員)

いつも感じるのですが、内容が難しく、なかなか頭に入ってこないところがあります。私は「このような活動をしているのか」、「このような計画になっているのか」ということしか分かりませんが、「現場に携わっている方々は細かくチェックを入れていただいているな」というのが感想です。

3. 報告

(1) 第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について 事務局)

報告事項(1)「第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について」です。

資料4をご覧ください。前回の運営協議会での報告以降、地域包括支援センターから『指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の申請』が1件あり、『第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託基準』に基づいて審査した結果、承認とさせていただきますのでご報告します。

4. その他

事務局)

地域包括ケア推進課から2点、ご連絡させていただきます。

まず、1点目ですが、本日の会議録は作成次第、委員の皆様にお送りさせていただきますので、ご確認の協力よろしくお願いいたします。

次に2点目ですが、次回の運営協議会は11月6日(木)を予定しております。詳細は、時期が近づきましたら改めて通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、私、介護保険課長の河原から指定介護予防支援事業者の指定についてをお願いをさせていただきます。

指定介護予防支援事業者の指定は介護保険法第115条の22に規定されており、従来の「地域包括支援センターの設置者」に加え、「居宅介護支援事業者」の申請が認められることとなりました。

ただし、指定にあたっては「当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされているため、今後、居宅介護支援事業者から申請があった際は、こちらの地域包括支援センター運営協議会で意見をお伺いしたいと考えております。

お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

長岩会長)

ありがとうございます。予定されていた次第については、以上になります。それでは、事務局にお返しします。

5. 閉会

事務局)

長岩会長、ありがとうございました。また、委員の皆さまにおかれましてもありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和7年度第1回小牧市地域包括支援センター運営協議会を閉会させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

《次回開催 令和7年11月6日（木）》